

## 特 殊 健 康 診 断

### 動 向

1. 特定化学物質障害予防規則等の改正：昨年に引き続き、化学物質のリスク評価の結果、健康障害防止対策を強化すべきものとして、ニッケル化合物、砒素及びその化合物が特定化学物質の第二類物質、特別管理物質として追加された。平成20年11月12日改正され、平成21年4月1日から施行された。特殊健康診断としては、

- ①ニッケル化合物（ニッケルカルボニルを除き、粉状の物に限る）を製造、取り扱う業務が追加された。ニッケルカルボニルは従来どおり本則の対象業務とされている。
- ②砒素及びその化合物（アルシン及び砒化ガリウムを除く）が対象業務として追加された。これまで本則の対象であった三酸化砒素は「砒素及びその化合物」に含まれることになる。なお、行政指導による特殊健康診断の対象である「砒素又はその化合物（三酸化砒素を除く）」（昭和34年5月14日、基発第359号）は「砒素化合物（アルシン又は砒化ガリウムに限る）」に改められた（平成20年11月26日基発第1126001号）。
- ③今回の、ニッケル化合物及び砒素化合物の特殊健康診断の基本的な項目に「作業条件の簡易な調査」が加えられた。労働者のばく露状況の概要を把握するために、作業時間、ばく露の頻度、発生源からの距離、保護具の使用状況等について聴取することとされている。（ニッケル化合物及び砒素及びその化合物に係る健康診断の実施に当たって留意すべき事項について、平成21年3月25日基安労発第0325001）。

2. 石綿障害予防規則等の改正：石綿の健康診断を行うべき業務及び健康管理手帳を交付する業務の範囲が拡大され、直接業務の従事者に限らず、「石綿の粉じんを発散する場所における業務」（周辺業務）が、新たな対象とされた。平成20年11月12日改正、平成21年4月1日に施行。

健康管理手帳は、周辺業務に従事し、一定の暴露所見のある労働者が交付の対象となっている。

### 現 状

前年に比較して、特殊健康診断の受診団体数は430

から409団体に減少（4.9%減少）しているが、受診者数は79773名から80856名へと1083名増加（1.4%増加）している。その主なものは、

じん肺	853名増加（3057→3910）
電離放射線	610名増加（6206→6817）
石綿	499名増加（3204→3703）
有機溶剤	442名増加（20591→21033）

行政指導健診の受診者が減少しているが、その主なものは、VDT業務で1742名減少（14358→12616）している。受診団体が105から100団体に減少しているのがその主因かもしれない。

その他、特殊健康診断の結果について、例年と大きな変化はみられない。

### 今後の課題

労働安全衛生法に基づく定期健康診断の際の、胸部エックス線検査は、平成22年4月1日から、40歳以上の労働者全員に実施するが、40歳未満の者は、5歳毎の節目年齢の労働者、学校・医療機関・社会福祉施設等の労働者、3年に1回のじん肺健康診断の対象とされている労働者、以外の者について、医師が必要でないと認めるときは省略することができることとされた。

厚生労働省では、化学物質による労働者の健康障害防止のため、平成18年度から、リスク評価を実施し、この結果を踏まえて健康障害防止措置の導入を行っており、平成20年度までに60物質のリスク評価に着手している。その対象物質は労働安全衛生法第57条の2の規定に基づく文書公布（MSDS）対象物質のうち、IARC（国際がん研究センター）、EU（欧州連合）で発ガン性が高いと指摘された物質から選定されてきたが、平成21年度リスク評価により、当該物質のリスク評価対応を終了する予定とのことである。平成22年度以降については、試験研究機関等で発ガン性が指摘されているもの、国内企業、労働者レベルで有害性が懸念されるものなどについても関係者から情報を収集することが必要であるとしている。

関係の集計表は126頁に掲載